

第6回特別支援教育在り方検討委員会（意見交換）

議題1「特別支援学校の通学支援について」

委員

スクールバスの運行、通学支援について保護者さんにどういう形でアナウンスしているのでしょうか。就学前に学校見学等をして質問して初めて分かる状況なのか、前もってホームページ等でお知らせしているのでしょうか

委員

教育相談や1日体験入学の際に、ご説明をしています。ホームページまでは載せていませんがアナウンスはやっています。

運行ルートが少ないので、ルートから外れる方が出てきます。乗車時間が1時間を超えてという場合も出てくるため難しい課題もあります。

委員

見学や相談に行くというようにそこに向かっている方はいいのですが、どうしようかと悩んでいる保護者さんに対して、正確な情報を伝えることが大事だと思います。特別支援学校のメリット、デメリットについて聞かなくてもわかるような方法は必要です。

会長

通学支援そのものではなく、通学支援をどのように広報していくのかというところの話も大切ですね。

委員

スクールバスの運行ということになれば、当然帰りがあると思いますが、帰りはどうなっていますか。また、子どもが小さいと学校から帰ってからの居場所ということも考えると思いますが、そういうことも含めて何か支援がありますか。

事務局

スクールバスの下校便については運行しておりません。小学部、中学部、高等部と下校時間がまちまちであることと、放課後の居場所ということで、放課後等デイサービス、障がい児の放課後の居場所が充実してきました。そういったものを利用される保護者さんが増えています。放課後等デイは学校に迎えに来て施設に向かいます。

特別支援学校の中にハッピーアフタースクールという、障がい福祉課の事業があります。障がい児の居場所作りをしています。今は2校でしか行っておりませんが、そういった県

の施策もあります。

会長

校外学習用のバスを利用しているとあります。簡単に説明していただいてもよろしいですか。

事務局

特別支援学校の教育活動の中で、校外に出ていろいろな体験をするといったこともやっております。その校外学習に出かけるために、各学校にスクールバスを配置して、それを教育活動に活用するというのもともとありました。平成19年度から、そのバスを活用して通学支援を始めております。

委員

徒歩通学についてですが、例えば小学校でまだ慣れない道だけ歩いて通える子どもさんで保護者さんが付いていけない場合、どなたかが一緒に徒歩通学をする場合に、就学奨励費の対象になるのでしょうか。

事務局

徒歩通学する子どもの付き添いに関しては就学奨励費の対象外です。移動支援事業をやっている市町村で、そういった付き添いをやっている事業所がある場合は、その事業所の方がついて通学をする場合もあります。その際、保護者さんは1割負担となります。

委員

出雲養護学校は本校と雲南分教室で運行があるようですが、出雲養護はマンモス校というイメージがありますが、バスは2台しかないのでしょうか。バスがあるのなら、もっとコースが増えてもいいと思います。

委員

本校に2台と雲南に1台あります。

出雲養護学校の場合は非常に圏域が広いのですが、大田市に向かってはスクールバスの運行がありませんので、福祉サービス等を使い通学されるケースもありました。福祉サービスがない圏域もあり課題があります。

委員

運行ルートを決めるのはかなり難しく、優先順位を決めるのにきちんと事前調査をして

います。

会長

通学に関するアンケートを実施されているようですが、その結果では、それぞれの学校の特徴があるのでしょうか。

事務局

西部の方になると福祉サービスがないため福祉サービスをもっと充実して欲しいと言われる方と、福祉サービスがないからスクールバスが必要と言われる方がいらっしゃいます。現状としては福祉サービスがなくて困っているという状況です。

松江、出雲になりますと福祉サービスがあるので、どちらかというドアツードアのこちらを利用した送迎を望まれる傾向があると思います。

会長

いわゆる移動支援を使って、学校まで連れていってもらうことを、希望される方が多いということですね。

委員

福祉サービスが充実している地域はいいのですが、そうでないところは保護者さんに負担がかかります。どこにいても同じような支援があったらいいと思います。地域支援事業を充実することも含めてやっていく必要があります。

会長

いろいろな制度を使いながら、最終的にはどこにお住まいになっても、本人、保護者さんの負担が少なく、学校に通えるという状況を作っていくということが大切ですね。

委員

小学校の例ですが、地域の路線バスと通学バスを一緒にして、一般の人と一緒に乗っていました。地域によっては地域の路線バスの事業所に外部委託するなどができると思います。

また、自分1人で乗れない子どもさんに、サポートしてくれる人に一緒に乗ってもらうというような工夫もあるのではないのでしょうか。

委員

例えば、近所の心ある方が、送ってもいいと言われた場合に、その方に就学奨励費をお支払いできるようになると助かる方がいらっしゃるのではないのでしょうか。

事務局

いわゆる白タクという扱いになり、就学奨励費で白タクは認められていません。

福祉有償事業の届けをしているタクシーで、或いは、本県においては福祉タクシーといわれる車両について認めています。

委員

移動支援事業についてそもそも人手が足りない状況があります。福祉タクシーの台数も少なく、子どもさんの通学をお願いしても高齢者の方が優先ということで断られます。

委員

通学支援は以前から保護者にとっては大きな課題です。

校外学習用の車両とはいえスクールバスが活用できたことで保護者さんの負担は軽減されたと思いますが決してまだ十分ではありません。

生活支援事業、福祉タクシーにしても、地域によっては、制度はあるけど人がいない。特に通学支援については、事業所に人がいないから、利用したくても利用できないというのが現状だと思います。障害者差別解消法に基づいて、障がいにより自力で通学できないのであれば、これに対して適切な合理的配慮、基礎的環境整備をしなければならないと思います。完全な義務ではないとしても障害者差別解消法の理念からすると通学支援は、基礎的環境の整備としてやらなければならないと思います。

民間の福祉サービスの充実を障がい福祉課の方からお願いしてもらい、教育委員会も通学は通学、校外学習は校外学習とスクールバスを分ける、せめて運転手は分けるということをやらなければ、障害者差別解消法ができたにもかかわらず、以前と変わっていない現状はいかなるものかなと思います。

委員

支援員さん助けを受けながら一般のバスを使うような経験を積まれると、通勤に関しての心配も減るかなと思います。

委員

スクールバスを増やして欲しいという保護者の声が、今、さかんに起こっているわけではありません。ご自分の車で通学の方がいいと思っている方もいます。スクールバスが必要であれば、民間のバスを委託するなどを考えないといけないのですが、スクールバスを利用している子どもさんたちの中には落ち着かない子どもさんがいたり、いつも決まったバスでないと難しい方もいます。添乗員さんにもきちんとした支援の方法を知ってもらう環境を整えていく必要があります。

何が必要なのかということをしっかり押さえないと、ただ物さえ揃えばそれでいいとい

うわけではないと思います。

通学バスについては、障がいの程度が一定程度の子どもさんが対象ですが、重度の子どもさんの保護者さんの中にも、本当は働きたいが、子どもさんを学校に連れていけないといけないというケースが少なくはないだろうと思います。障がい重い子どもさんであっても、保護者さんではない方が送ることができる環境を整えてあげないといけないと思いますが、そのためには当然人がいますし、設備も必要になります。

子どもさんたちの特性も考えた上で通学を考えていけないと何か大切なものが抜け落ちてしまうのではないかと思います。

会長

様々な視点から考えていく一つとして提示していただきました。

スクールバスを増やしていくということと同時に、障がいが多様化していて、同じバスでも座る場所が同じでないといけないという子どもさんもおられます。そういったところに配慮しながら何が一番いいのか、どうするのが一番いいのかというのは、新たな現状把握から始めていく必要があるかなと思いました。

委員

本当は家から通わせたい、家で育てたいが、あまりに距離が遠いので寄宿舍や施設にお願いしないといけない場合もあります。家庭環境、親子関係のことも大事に考えていけない。

保護者さんが就業したいというニーズもあります。やはりニーズをもう一度洗い出したりすることは大事なことだと思います。

子どもの自立を考えたときに、通学の手段もですが、宿泊したりすることも一緒に考える必要もあるかと思っています。

委員

家から通えるという選択肢がないのは、障がいのある子どもさんたちの悲しさだと思います。地域の高校の空き教室に分教室を作っていただいてそこに通うと、自力通学ができるのかもしれないし、保護者さんが送迎できるかもしれない。発想の転換ができればいいと思います。高校に特別支援学級を作るのはなかなか難しいのかなと思うので、分教室という形ではどうかと思います。

議題2「関係機関との連携」

委員

圏域の幼稚園、保育園、小中高の支援に出かけていますが、最近報告であがってくるのが、IQは非常に高いのだけれども、学校に行けない発達障がいのある子どもさんのサポートをどこがしているのかが非常にわかりにくいということです。

島根県の場合には、しまね子ども若者支援マップっていうのがあるのですが、こういったものがなかなか皆さん方に周知されていません。

どういう所がどういう役割を持ってどんな支援をしているのかわからないと、皆さん方にお伝えできない。コーディネーターがいればもっとスムーズに行くのではないかと思います。

委員

コーディネートしていただく方は必要だと思っています。この子どもさんの場合はどこに繋がると上手くいくのか、実際にこれで良かったのだろうかと思いながら支援機関に繋いでいる状況です。将来も見通しながら卒業後も困ったときにはどこに相談すればいいのかわかるような繋ぎ方をしていただけるコーディネーターという存在はありがたいと思います。

教育とその他の連携のところで、例えば高校は教育産業のお手伝いをいただきながら模擬試験等をやっているの、特別支援学校の生徒さんも教育産業に手伝いをしてもらいながら、学力保障をしていく方法も考えられないかと思います。他県で事例があるようですので、そのような連携も一つの方法だと思います。

委員

就学前の子どもさんに関わる機会が多いのですが、相談事業所も増えており、幼稚園、保育所から小学校への繋ぎをする移行支援会議に、放課後等デイサービスも来てくださり、放課後も見通した繋ぎができるようになっていきます。

ここ数年で幼稚園現場において保健・福祉・教育の連携が広がってきたと感じております。いろいろなことの連携が進んでいるのは感じております。

子どもさんが持っているものが多様化しており、家庭も多様化しています。全部を含めて、ここに相談すれば、光が見えるのではないかと、調べてもらえるのではないかとというコーディネーター的存在も大事だということを日々痛切に感じております。

委員

以前は相談支援専門員も学校との連携で何をしたいのか分からない、学校も何をしたいのか分からないという状況でしたが、今は上手くいっています。

教員への福祉制度の周知や専門のコーディネーター、アドバイザー等いろいろな関係機関の方に来ていただいて、事例検討会をやっています。連携ができていけるのではと感じています。こういったことを事業所で考えるのではなく、地域で定期的にやっていければ、より福祉と教員の連携というのは強くなるのではないかと思います。

委員

キーパーソンになるのは相談支援専門員かなと思います。最近の動きとして、医療的ケア児コーディネーターを養成中です。将来的には教育と医療を繋ぐ人になってもらいたい。教育の場にも相談支援専門員と繋がるようなキーパーソンが必要だと思います。

委員

障がいがある子どもさんの支援については、まずは市町村の体制が一番重要だと思います。特に保健と教育の連携が大事だと思います。

子どもたちの実態を見ると、発達障がいの特性のある子ども、障がいという診断がないが、学校の中で不応を起こしてしまう、行動面でかなり困難があるといった子どもたちは、いろいろな背景を抱えています。スタートの保健と、それから繋がる教育がしっかり連携できるような体制を市町村できちんと作っていくということが欠かせないと思います。モデル地域を指定するなど、体制づくりの重要性について推進していくことをやっていく必要があります。

委員

特別支援学校との連携で専門家を派遣してもらおう方法もあると思います。

委員

以前幼稚園の指導主事として3歳児健診や5歳児健診に入っていました。不安を抱える保護者さんの相談に応じ、5歳児健診には、幼児担当だけではなく小学校の指導主事にも入ってもらうことで、就学に不安のお持ちの保護者さんが、学校の相談ができるという、本当にいい機会だったと思っています。

いろいろな子どもさんと出会ってみて、小さい時にちょっと不安に思ったことが相談できたり、早めにどこかに繋がると、その先が違ってくるのを感じました。いろいろな専門機関が連携し、専門の目で小さい時から見てもらえたら繋がっていくと感じました。

委員

特別支援学校ではコーディネーターがいろいろな形でチームを作って入っています。

学校の方で展開をしている乳幼児の教室があります。学校内外で相談出来る場を持つことにより、保護者さんがここに来ればこんなことが相談できるということがあります。こう

いったこれまでの地道な学校の取組を継続していくと、また違う子どもさんたちの支援ができるのではないかと思います。

委員

市町村の体制づくりという話をしましたが、障がいに関し詳しい専門的なお医者さんがいないような市町村には、そういう方を派遣してくれるような事業があるといいと思います。特別支援学校の相談担当、コーディネーターを派遣することはあると思いますが、専門家派遣事業、相談のための派遣事業は資源の少ないところには必要かなと思います。

事務局

市町村の連携協議会で、医療、福祉、労働等との協議の場があり、その中に相談支援チームという専門家のチームを組んでいます。その構成メンバーに医師等を入れることは市町村によっては難しい場合はあるかもしれませんが、システムとしては相談支援チームがあります。市町村の教育委員会に連絡すれば派遣をしてもらえるものはあります。

委員

非常に知的なレベルは高いが、対人関係により集団に入れない、学校に来れないといった子どもさんは今の制度でははまる場所がありません。居場所がない子どもさんが出てきます。今までにないようなケースも想定しながら連携していく必要があります。

委員

特別支援学校さんの生徒さんは、専門性と経験豊富な先生方がカリキュラムを組まれているので、障害者職業センターでは補足的に就職とか社会に出るところでの視点を付け加えます。高等学校を卒業されてという方の場合には準備されてきている内容が違って、先生もどのようなことを相談しておけばよかったのかということが分からない状況で見えになります。

高校 2 年生の段階でも相談が受けられる形になっていますが、卒業した後の生活の土台を作るのは療育、教育の期間ですので、そこでどういった過程を経て、何を獲得されたかといった情報は大事だと思っています。

各学校の先生方、特に特別支援学校の先生方はこういうステップを踏めばというようなことをご存じだと思いますが、もう一つ上の段階として、県内の学生さん、保護者さんに対していろいろなタイミングで、どういった段階を踏んでいくことが必要かという情報を提供できる方がいてくださり、労働の支援機関とも情報交換を行い、県全体での就職についての支援のノウハウを積み重ねていくことも必要だと思います。

会長

例えば、社会に出ると通勤することが始まりますが、そこに向かうようなものを学校時代から組み込んでいくことが必要なのは、ということでしょうか。

委員

通学だけではなかなか難しいので、産業現場等での実習で会社に行くために公共の交通機関での移動を経験させることがあります。

会社勤めをすることになると自分で通勤するようになります。家を拠点にして考えないと就労に関して難しい問題があります。どうやって通勤するのか具体的な経験は、かなりそういったことを意識しながらしっかり組んでいかないといけない。ご指摘のとおり重要なことだと思います。

会長

バスができてよかったね、で終わるのではなく、それをどう使うかという話を付随して考えていく必要があります。

連携についても、連携が必要という話ではなく、そもそも何のために連携していたのかというところの、元に戻りながらやっていく必要があります。ソフト、ハードの両面からの重要性をご指摘いただいたと思います。

委員

以前は通常の学級に在籍している特別な支援の必要な生徒さんに対して、保健・医療・福祉・労働の関係機関が浮かんでいなかったような気がします。総合的に接するような立場になり、繋ぐというキーワードが特別支援教育には大切なことだと思いました。

学校現場としては、どうやって繋ぐのかが分からないということがあります。広報が必要だと思います。また、地域の方にも特別支援教育というのがどれぐらい浸透しているのかという部分もあります。

会長

地域の方々とも連携しながら理解啓発していくことも重要であり、特別支援学級の担任以外の先生方が、連携についてイメージができないとすれば、そこへのアプローチが必要となります。

委員

小さい時から個別の支援計画が作られていると、この繋がりを考えていかないといけないということが分かるのではないかと思います。まず個別の支援計画とはどういったものかということ各学校、各関係機関が見て考えることにより、子どもさんの育ちや保護者さ

んもこういったことを準備すればいいのかを、少しは計画の中で見ることはできるのではないかと思います。

委員

資料を見ると教育が中心になり、教育から保健に、福祉にと矢印が出ていますが、本当は保健の立場の方が教育、福祉、医療に、福祉の立場の方が教育、保健に繋がる中で、生徒の育ち、支援を考えていく必要があるのではないかと思います。個別の支援計画の中に、教育発信になると思いますが、例えば福祉のプロが見ると医療がどう見え、保健がどう見えるかという視点も入っていくと、今までと違うような見え方ができるのでは。常に教育が中心になる情報ではなくというような発想を求めていかないといけないと感じました。

議題3「その他」

委員

学校視察の際に出雲養護学校の寄宿舎を見せていただきました。4人部屋で個人のプライバシー的なものは何もない状況でした。生徒さんの状況によっては、他の人と一緒だったら精神的に不安定になるということもあると思います。

発達障がいなどで、周りに関わるのが難しい場合もあると思います。改善が必要ではないかと感じました。

委員

発達障がいの診療をする医療機関が少ないため、医療機関の確保、医療体制の充実については教育からもしっかり働きかけをしていく必要があると思います。

発達障がいの診療には時間がかかります。また診断には学校等での様子を伝えることも必要です。情報を医療機関にきちんと伝えるシステムについても考えていく必要があります。

提言の中には医療との連携については大事なこととして盛り込んで欲しいと思います。

委員

特別支援教育は、特別な支援の必要な子どもたちの教育をどうするかが一番大事だと思いますが、一緒に社会を生きていく、子どもたちみんなへの理解教育も特別支援教育の一つのあり方として必要なのではないかと思います。

委員

特別な支援の必要な子どもを真ん中に置き、その周りのクラスメートや地域の人をどのように育てていくかが大事です。

クラスがまとまらないという理由で分けてしまうのではなく、支援の必要な子どもさんが同じクラスの中にいることで、支援の必要でない子どもを育てることが大事だと思います。分けてしまう教育ではなく関わり方を教えていく教育に変えていって欲しいと思います。

特別な支援を必要とする子どもさんもしずれは社会に出て、地域の中で生きていきます。助けてくれる人をどのように頼むのかということ子どもさんに教えて欲しいと思います。

福祉との連携で地域との連携とありますが、この部分は人権教育とか、大人の教育がすごく必要なところかなと思っています。

結局大人の考え次第でもどのようにでもなるのではないかと思います。

委員

民間でも障がいのある子どもさんたちを支えている機関が沢山ありますが、そこの方々が、特別支援教育に関する正しい情報を知られないことがあります。広報の方法を考える必要があります。

また、学校もいろいろな方々と連携し支えているという視点を持って、繋がる機会を広く持つことも必要です。

委員

インクルーシブ教育システムの構築に向け、呼び方は大事だと思います。

「特別支援教育」という、「特別」という言葉がどうしても引っかかってしまうことがあります。特別ではない教育、支援教育。教育を実践するときに、そのぐらいの発想はあってもいいのではないかと思います。